

# 令和8(2026)年度とちぎの食と農 応援・発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が委託する「令和8(2026)年度とちぎの食と農 応援・発信業務」（以下「本業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和8(2026)年度とちぎの食と農 応援・発信業務

## 2 委託業務の目的

近年は「産地や生産者を意識して食品等を選ぶ県民の割合」が減少傾向にあり、生産者及び消費者と、食に関する県内事業者との間における県産農産物等を介した接点・関係が希薄化していると考えられる。

そこで、集団給食（学校・事業所・病院・保育所）という安定需要に着目し、地産地消・食育に関心の高い企業等へ県内生産者とともに直接訪問してPR機会を創出し、積極的な県産農産物等の活用と消費拡大を図る。また、併せて生産者とバイヤーが交流する展示商談会を開催することで、ビジネス機会を創出し、県産農産物等の販路開拓・拡大を支援する。

これらを通じて、食や農業について、生産・流通・消費に関わる関係者の相互理解を深化させ、県民一人ひとりの主体的行動を促し、本県農業の持続的発展に資することを目的とする。

## 3 委託予定期間

契約締結日から令和9(2027)年3月19日（金）まで

## 4 業務の内容

乙は、以下の業務を実施するものとする。

なお、提案書には次の実施概要を踏まえて、より効果的な実施に繋がる具体的手法を明記して提案すること。

### (1) 企業連携型 出張産直マルシェ

次の①～⑧の業務を実施するとともに、可能な限り社員食堂での地産地消メニューフェアの開催に努めること。

#### 【企業連携型 出張産直マルシェ 実施概要】

対象企業	社員食堂を有し、概ね100人以上が従事する県内の企業等（2か所程度）
開催頻度	1企業等につき1回
開催場所	社員食堂内又は隣接スペース等（別途企業等と調整の上検討する。）
対象者	事業所に従事する従業員及び役員等
出展者	県内で農産物等の生産又は食品製造に取り組む事業者（5～10小間程度）

### ① 企画・運営設計

- ・目的やターゲットの設定、成果指標とその測定方法等を記載した実施計画の策定。
- ・なお、成果指標については、次の指標を設定することとするが、これらよりも適正な指標があれば提案すること。

#### ➤ 出展者ごとの販売額

- 来場者数
  - 来場者の満足度
  - 社員食堂での県産農産物等の利用率
- ② 企業等の選定、調整
- ・実施する県内企業等候補の選定。(具体的な理由も含む。)
  - ・食堂を運営する事業者が別にいる場合、その関係者も含めて本事業の実施や会場、日程、レイアウト、物品搬入等の調整。
- ③ 出展者の募集、選定
- ・県内での販路開拓や拡大に意欲的な県内生産者等の募集。  
なお、出展小間数は最大 10 程度を想定しているが、企業との調整による。
  - ・出展要領及び選定基準の作成、提示。
- ④ 広報・P R 制作
- ・告知チラシ、ポスター、パネル、POP、サイン、出展者一覧等の作成、配布。
  - ・各制作物の規格や部数及び仕様は提案の上、甲と協議し決定する。
- ⑤ 食堂における地産地消メニューフェアの働きかけ
- ・運営事業者との調整、企業等へのメニュー提案や食材納入の支援等。
  - ・実施は必須ではないが、企業等の意向等を優先したうえで調整し、開催に向け努めること。
- ⑥ 出張産直マルシェの運営
- ・出展小間の設営、管理。
  - ・生産者による販売、交流活動に関する事前及び当日の支援。(例:販売商品の選定、価格設定、販売量の見極め、商品や产地等の説明、調理方法の紹介、販促物の提案、決済環境や備品等の整備)
  - ・物品運搬、備品什器管理、衛生管理。
  - ・写真、動画等の記録(肖像権や個人情報に配慮すること。)
- ⑦ アンケート等調査の実施
- ・アンケートの実施、集計、分析。
  - ・実施時期は事前、当日、事後など甲と調整の上決定すること。

## (2) 食と農をつなぐ産直展示商談会

### 【食と農をつなぐ産直展示商談会 実施概要】

出 展 者	県内で農業、林業、漁業、食料品製造業を営む者
来 場 者	県内の食や農に関わる幅広い事業者
開催手法	事業者提案の上、甲と調整し決定
開催時期	令和 8 (2026) 年 11 月～令和 9 (2027) 年 1 月中
開催場所	栃木県内のコンベンション施設等

- ① 企画・運営設計
- ・展示商談会の基本コンセプト、ターゲットの設定、成果指標とその測定方法や会場レイアウト、動線を含む実施計画の策定。
  - ・なお、成果指標については、次の指標を設定することとするが、これらよりも適正な指標があれば提案すること。
- 名刺交換枚数

- 商談件数
  - 見積依頼等件数
  - 成約件数、成約金額
  - バイヤー満足度
- ② 会場の手配
- ・会場を以下ア～カの条件で手配すること。
  - ・なお、以下は目安であり、最終的には甲と協議の上決定する。
- ア 開催日程
- 令和8(2026)年11月～令和9(2027)年1月中の平日とし、時間帯は10～15時を想定。
- ただし、県内外の大規模商談会開催日との重複は避けること。
- イ 開催場所
- 栃木県内のコンベンション施設とし、事業者の提案による。
- なお、飲食（出展者が提供する試食・試飲）が可能な会場とする。
- ウ 会場規模
- 200～350m<sup>2</sup>程度を想定。
- エ 出展小間数
- 15～30程度を想定。
- オ 出展料
- 無料。ただし、当日の出展者が使用する光熱水費、備品借用料は出展者負担とする。
- カ バイヤー招へい数
- 20社以上を想定。
- ③ 事務局の開設と運営
- ・募集要領の作成、出展者募集の受付、連絡調整、選定。
  - ・なお、募集する出展者は、県内で農業、林業、漁業、食料品製造業を営む者とする。
  - ・出展者に対する出展準備支援（展示物・パネル・FCPシート作成等）として、出展者説明会及び研修会の開催。
- ④ バイヤー招へい・来場者の獲得
- ・対象は食品事業者に留まらず、県内の食や農に関わる幅広い事業者を対象とする。
  - ・招へい計画の作成（招待リスト、連絡、事前登録の実施等）、アポイント事前調整（マッチング）。
- ⑤ 広報・PR資材制作
- ・告知チラシ、ポスターのデザイン作成及びそれらのSNS投稿等による広報活動の実施。
  - ・会場内広報資材（パネル、ロゴサイン、出展者一覧、フロアマップ等）の作成。
  - ・なお、各制作物の規格や仕様は甲と協議し、決定する。
- ⑥ 会場手配・設営等
- ・会場の仮押さえ、本予約（利用許可申請等含む）。
  - ・小間設営、電源・給排水設備工事※、安全面や衛生管理に配慮した動線、受付の確保
  - ・各小間や誘導等のためのサイン作成及び設置。
  - ・機材や備品の手配及び設置。
  - ・警備・清掃手配。
- ⑦ 運営マニュアルの作成
- ・当日運営手順書（受付・誘導・トラブル対応・衛生管理・事故・緊急時連絡網等）の作成。
- ⑧ 展示商談会の運営
- ・出展小間の管理。
  - ・受付、誘導、アポイント管理、商談記録の取得支援。
  - ・物品運搬、備品管理、通路・衛生・防災対応。
- ⑨ アンケート等調査の実施
- ・アンケートの実施、集計、分析。実施時期は事前、当日、事後など甲と調整の上決定すること。

- ・商談会開催後1～3か月を目安に追跡調査の実施、集計、分析。  
なお、成約金額の過大計上、二重カウントを防止した設計で実施すること。

### (3) 効果検証と分析

- ・EBPMに沿った効果検証の実施。
- ・定量/定性分析、改善提言を含む分析レポートの作成。
- ・成果指標の達成状況、各対象者視点での意向の把握・分析、定量・定性分析、改善提言を含む分析レポートの作成、提示。

## 5 委託業務のスケジュール（目安）

具体的な日程は会場等の状況・都合を考慮の上、甲、乙で協議し決定することとする。

### (1) 企業連携型 出張産直マルシェ

内容	日程
実施計画書の作成、実施事業所の選定・調整	令和8(2026)年4月～6月
出展者の選定・調整	令和8(2026)年6月～9月
出張直売所の開催（2回以上）	令和8(2026)年9月～ 令和9(2027)年1月
アンケート集計、効果検証、写真・データー式、 実績報告書	令和9(2027)年3月19日まで

### (2) 食と農をつなぐ展示商談会

内容	日程
実施計画書の作成、会場選定、募集要領の作成	令和8(2026)年4月～6月
出展者募集～選定	令和8(2026)年6月～9月
出展者説明会、研修会の開催	令和8(2026)年9月～10月
展示商談会開催	令和8(2026)年11月～ 令和9(2027)年1月
追跡調査	商談会開催から1～3か月後
アンケート集計、効果検証、写真、データー式、 実績報告書	令和9(2027)年3月19日まで

## 6 成果物及び提出期限

### (1) 提出物

- ア 実績報告書
- イ 業務実施にあたり作成したデーター式、制作物等

### (2) 提出場所

栃木県農政部農政課

### (3) 提出期限

令和9(2027)年3月19日(金)

## 7 実施状況の報告等

甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 8 権利の帰属

- (1)本事業における制作物の一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (2)第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 9 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了検査後の精算払とする。

## 10 その他

- (1)本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲において甲と乙が協議を重ねながら実施し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (2)本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (3)乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (4)乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (5)なお、本件は令和8年度予算が成立することを条件としており、当該契約に係る令和8年度の予算成立が4月1日以降となった場合、契約締結は予算成立日以降とする。また、本業務は国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの変更、中止等を行うことがある。